

平成五年建設省令第六号

都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則

(法第二条第三項第一号の規定による公募) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(以下「法」という。)第一条第三項第一号の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあつては公報その他所定の手段により、その他の施行者にあつては掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行者が行う公募)

第二条 法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあつては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあつては掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置)

第三条 法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。)の変更のうち次に掲げるものとする。

一 土地区画整理事業の施行後における施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)内の宅地(同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)の地積(保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。)の予定地積を除く。)の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二 保留地の予定地積の変更

三 公共施設(土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。以下同じ。)の整備改善の方針の変更

四 設計図(土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)第六条第一項の設計図をいう。)の変更(土地区画整理事業の施行後における施行地区内の公共施設の用に供する宅地の位置及び形状を変更するものに限る。)

五 資金計画(土地区画整理法第十六条第一項において準用する同法第六条の資金計画をいう。)の変更

六 前各号に掲げるもののほか、土地区画整理事業の完成を確実にするため特に必要があると認められる変更

(管理処分に要する費用の貸付金の要件となる市街地再開発事業の施行者が行う公募)

第四条 法第二条第四項の表二の項の規定により施行者が行う公募は、掲示により行うものとする。

(土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置)

第五条 法第二条第五項の表一の項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、第三条に規定する措置とする。

(土地区画整理事業の主要な部分)

第六条 法第二条第五項の表一の項の国土交通省令で定める主要な部分は、次に掲げるものとする。

一 工事、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量

二 換地処分

三 保留地の処分

(管理処分に要する費用の貸付金の要件となる土地区画整理事業の施行者が行う公募)

第七条 法第二条第五項の表三の項の規定により施行者が行う公募は、掲示により行うものとする。

附 则

(平成九年一一月六日建設省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

二 地区区画整理街区の整備の促進に関する法律の施行の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附 则 (平成一年三月三一日建設省令第九号) 抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 则 (平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 则 (平成一六年一二月五日国土交通省令第一〇一号)

(施行期日)

この省令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

附 则 (平成一七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号)

附 则 (平成一七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号)

この省令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附 則（平成三十一年七月一日国土交通省令第五八号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。